

Q 1. セルフプランのサービス受給者が、計画相談支援を入れる場合、セルフプランに対して継続サービス利用支援（モニタリング）を実施することで、計画相談支援を導入することができるのか。

A 1. 平成 29 年度に「サービス更新時期まで計画相談支援の導入を待つ必要はなく、継続サービス利用支援（モニタリング）を導入することで計画相談支援をスタートできる」と厚労省からの見解が出ており、神戸市においてはセルフプランに対して継続サービス利用支援（モニタリング）を実施することで計画相談支援を導入できるとしている。

改めて令和元年度に厚労省に確認したところ「特定相談支援事業所によるセルフプランに対する継続サービス利用支援（モニタリング）は想定されていない」との見解が出ている。

従来の見解と異なるため、改めて神戸市より取扱いについて通知する予定。

Q 2. 計画案作成のタイミングでサービス担当者会議を実施した場合、本計画作成のタイミングでも再度サービス担当者会議を実施する必要があるか。また、実施する必要がある場合、簡素化は可能か。

A 2. サービス担当者会議は本計画作成依頼後に実施するものであり、ご指摘のような場合であっても、再度サービス担当者会議を開催する必要がある。関係者が集まる会議が開催できない場合は、神戸市の運用に基づき実施されたい。

【参考】 サービス担当者会議の開催における神戸市運用

基準省令第 15 条第 2 項 10 号に「サービス担当者会議の開催等」と示されていることから、下記の 2 点を満たしていれば、基準省令第 15 条第 2 項 10 号の規定を満たしているものとみなす。

- ・ 関係各事業所の担当者に日程調整等を打診し、その結果、限定された出席者のみで開催する場合、またはやむを得ず誰も出席できない場合、いずれの場合も欠席者へ電話・FAX・メール等で連絡し、担当者へのサービスの説明及び専門的見地からの意見を聴取していること。
- ・ サービス担当者への連絡日時、事業所名、対応者名、説明内容、聴取した専門的見地からの意見が書面にて記録されており、かつ計画に添付されている（または、サービス等利用計画の余白に記入されている）こと。

Q 3. セルフプランで就労支援を開始しており、その後、計画相談支援を入れたい人の場合、今後の生活の相談もあつたりするので計画相談支援を入れたいと区役所に申し出たが、障害福祉サービスの変更をしないのに計画相談支援は導入できないといわれている。児童は計画相談支援を導入した例もあるのに、何故取扱いが異なるのか。(就Aを追加する際に計画相談支援も追加したいという相談があり、いったんサービス受給を止めて、新規申請で対応することは可能か。)

A 3. 「障害福祉サービスの種類や支給量そのものに変化がない(申請がない)時に計画相談支援をスタートすることは想定していない」と厚労省からの見解が出ている。障害福祉サービスの変更がない場合、計画相談支援サービスの追加のために他サービス支給取り消しを行うことはできないものと考えられ(※)、今後の生活相談などは基本相談の範疇と思われる。(ただし、現時点では継続サービス利用支援(モニタリング)を導入することで計画相談支援をスタートできるため、その取扱いについてはQ 1の通り。)

※支給取り消しについては、障害者総合支援法第 25 条に基づき、支給決定に係る障害者等が、障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき、正当な理由なしに調査に応じないとき、となっている。

Q 4. モニタリング実施期間が変更されたら、その通りにしないといけないのか。モニタリング頻度は途中で変更可能か。また、その際、改めて受給者証が発行されるのか。

A 4. モニタリング実施期間は区が必要性を認めて決定するものであり、受給者証に記載されているモニタリング期間で実施をお願いしたい。

継続サービス利用支援(モニタリング)の結果、モニタリング実施期間の変更が必要であると判断した場合は、その理由を『モニタリング報告書兼モニタリング期間変更届』に記載し区へ提出すること。区が変更の必要性を認めた場合、変更内容を反映した受給者証を利用者に送付する。

Q 5. 継続サービス利用支援費、サービス提供時モニタリング加算、サービス担当者会議実施加算は併給可能か。

A 5.

(1) 継続サービス利用支援費とサービス提供時モニタリング加算との併給について

それぞれの要件を満たしていれば併給可。サービス提供時モニタリング加算はサービス提供場面のモニタリングのみで算定することができる。しかし継続サービス利用支援(モニタリング)については従前と変わらず自宅等(入所施設、GH)への訪問が運営基準上は必須となっている。そのため継続サービス利用支援月にサービス提供時モニタリング加算を算定する場合も、自宅等への訪問は必須。

(2) 継続サービス利用支援費とサービス担当者会議実施加算との併給について

併給可。継続サービス利用支援（モニタリング）等の実施時において、サービス担当者会議を実施した場合に算定される加算である。

- (3) サービス提供時モニタリング加算とサービス担当者会議実施加算との併給についてそれぞれ求められる業務が異なるため、それぞれの業務を実施し記録されていれば算定可。

Q 6. 神戸市標準様式以外は使用できないのか。

A 6. 国標準様式または神戸市標準様式の使用をお願いしている。

Q 7. 退院・退所加算の「サービス等利用計画等を作成した場合に加算」について、サービス等利用計画等の「等」は何か。サービス等利用計画案作成、継続サービス利用支援（モニタリング）も含まれるのか。

A 7. 「サービス等利用計画等」の「等」は「障害児支援利用計画」が含まれ、サービス等利用計画案、継続サービス利用支援（モニタリング）は含まれない。

Q 8. 計画相談事務の流れが神戸市ホームページから削除された。事務の流れがわからないので再度アップして欲しい。

A 8. 暫定版を神戸市ホームページに掲載済み。

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/handicap/keikakusoudansien.html>

Q 9. 区版の事務の流れも事業者にも共有できないか。

A 9. 検討中。

Q10. 初回加算について。セルフプランから計画相談支援を入れた場合や、1年以上サービスを利用していなかった場合、算定されるか。

A10. 利用者本人について、初めてサービス等利用計画を作成する場合は初回加算が算定される。また、サービスを利用する月の前6月間において障害福祉サービスおよび地域相談支援を利用していなければ初回加算が算定される。

【参考】留意事項通知（平成30年3月30日改定分）

初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。

- (1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合
- (2) 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合

Q11. 精神保健福祉士の資格があれば、精神障害者支援体制加算が算定可能か。

A11. 当加算は、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合であり、精神保健福祉士の資格をもった職員を配置したこのみにより精神障害者支援体制加算の算定をすることは不可。

Q12. サービス利用支援がサービス利用開始日以降となった場合で、毎月モニタリングの場合の利用開始月の請求について。

A12. 原則、障害福祉サービスの利用開始日までに本計画を作成している必要があるが、神戸市では、一定要件のもとサービス等利用計画の区への提出時期は、サービス支給決定・利用開始後1か月以内でも可としている。よって、ご指摘のような、サービス利用支援がサービス利用開始日以降となる場合が想定されるが、その場合であっても、同一月にサービス利用支援と継続サービス利用支援を行うことが必要かどうか判断いただきたい。（例えば、サービス利用支援におけるアセスメントと継続サービス利用支援（モニタリング）実施時期が近く、利用者の状態に大きな変化がない場合など、必要性があるかどうか）

同一の月にサービス利用支援と継続サービス利用支援を行うことと区が決定した者については、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費を算定する。

Q13. 継続サービス利用支援（モニタリング）については自宅等（入所施設、GH）への訪問が運営基準上は必須とのことだが、利用者の都合により自宅等での実施が困難であり、やむを得ず自宅等以外で実施する場合は、どうすればよいか。

A13. 自宅等での実施が必須であるが、利用者の都合により自宅等での実施が困難でありやむを得ず自宅等以外で実施する場合、その理由を確認し、自宅等での実施ができるよう努め（以下に挙げる点を実施されたい）、必ず記録しておくこと。

- ・家庭状況等の確認が必要な場合は、適切に居宅訪問
- ・電話等で利用者及び家族へモニタリングの趣旨を十分に説明